

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 5月30日
【会社名】	アジアグロースキャピタル株式会社
【英訳名】	ASIA GROWTH CAPITAL, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目15番 8号
【電話番号】	03-3448-7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目15番 8号
【電話番号】	03-3448-7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,687,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 722,687,000円
	（注） 行使価額が調整された場合には、各新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、各新株予約権証券の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した各新株予約権証券を消却した場合には、各新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	100個（新株予約権1個につき85,000株）
発行価額の総額	8,687,000円
発行価格	第16回新株予約権1個あたり86,870円 （新株予約権の目的である株式1株当たり1.022円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年6月15日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	アジアグロースキャピタル株式会社 総務部 東京都港区高輪二丁目15番8号
払込期日	平成28年6月15日（水）
割当日	平成28年6月15日（水）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1. 第16回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行については、平成28年5月30日開催の当社取締役会において、発行を承認する決議が行われています。なお、当社代表取締役社長の小川浩平氏は割当先の出資者であり、当該発行決議に特別の利害関係者を有するため決議には参加していません。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を交付する数(以下「割当株式数」という。)は、85,000株とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として8,500,000株とする。但し、下記第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本欄第2項に定義する行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、84円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行済普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行済普通株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。）</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4)</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の東京証券取引所市場第二部（以下「東証第二部」という。）における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>722,687,000円</p> <p>(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加または減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の割当株式数で除した額と同額とする。</p>

	2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年6月16日から平成30年6月15日までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 アジアグロースキャピタル株式会社 総務部 東京都港区高輪二丁目15番8号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	(1) 平成28年6月16日以降いつでも、当社は、取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 (2) 平成28年6月16日以降、東証第二部における当社普通株式の終値が5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合（このような状態になった日を以下「到達日」という。）、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得する。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承諾を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。 (1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。 (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式 (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。 (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件及び新たに交付される新株予約権の譲渡制限
別記「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」、本項、「新株予約権の譲渡に関する事項」、及び、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の第2項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第7章に定める振替口座をいいます。ただし、同法第131条第3項に定める特別口座を除きます。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記「(2) [新株予約権の内容等]」の表中「新株予約権の行使期間」欄に記載の行使期間中に同表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に記載の受付場所に提出する方法により行使請求するものとし、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数に行使価額を乗じた金額を現金にて同表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」に記載の当社が指定する口座に振り込むものとし、ます。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記「(2) [新株予約権の内容等]」の表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に記載の受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」に記載の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書に新株予約権行使請求取次日として記載された日に発生します。

募集の目的及び理由

(1) 資金調達目的及び理由

今回の資金調達は、平成27年12月からの株式市場の大きな変動を踏まえて、当社グループの国内外での事業投資資金の需要に対して、平成27年10月19日付け提出の有価証券届出書により実行した第14回新株予約権及び第1回新株予約権付社債をより実勢にあった形での資金調達方法に組み替えて行くことを主眼とし、加えて連結負債比率も軽減することも目的としたものです。

第14回新株予約権及び第1回新株予約権付社債による調達資金の用途は、当社連結子会社である英国 SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDグループ（以下、「SFL」といいます。）への投資関連資金、中国最大の企業集団CITICグループの連結子会社であり、中国質屋業界において大手のCITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.との間で設立する合弁会社への出資金、当社連結子会社である株式会社大黒屋（以下、「大黒屋」といいます。）からのインターカンパニーローン（ICL）の利払資金、当社連結子会社ラックスワイズ株式会社（以下、「ラックスワイズ」といいます。）の新規事業の追加資金、当社及び連結子会社（大黒屋とSFLを除く）の一般経費等運転資金でした。第14回新株予約権及び新株予約権付社債を消却し、本新株予約権を発行することに伴い、第1回新株予約権付社債の未消却部分の資金用途は、今回の本新株予約権の資金用途と併せて概略以下のように変更させていただきます。

(調達資金)

イ) 第1回新株予約権付社債

発行額	800百万円
発行費用	20百万円
一部行使	60百万円
（ラックスワイズの新規事業資金の一部に充当）	
一部買入消却	160百万円
未消却残存額	計 560百万円

ロ) 第14回新株予約権による調達額 15百万円
当社運転資金 15百万円

ハ) 本新株予約権（発行費用控除後） 計 699百万円
合計 1,259百万円

（資金使途）

CITIC合弁事業出資金	450百万円（ ）
大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払の一部原資	125百万円
当社子会社ラックスワイズにおいて本格始動する新規事業のための追加資金	100百万円
英国SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDの新規店舗出店資金を含む運転資金	249百万円
当社運転資金（一般経費及び本新株予約権付社債に係る社債利息）の一部	255百万円
子会社への貸付金（大黒屋及びSFLを除く子会社運転資金（一般経費））	65百万円
第14回新株予約権取得資金	15百万円
合計	1,259百万円

（ ） 為替変動により、平成27年10月19日に提出した有価証券届出書に記載し、かつ、平成28年2月15日に提出した四半期報告書で変更いたしました第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る「手取金の使途」より、10百万円。

第14回新株予約権の取得及び消却の概要

(1) 銘柄及び個数	第14回新株予約権100個（新株予約権1個につき75,000株）
(2) 取得及び消却の実施日	平成28年6月15日
(3) 取得総額	14,490,000円（本新株予約権1個当たり144,900円）
(4) 取得・消却後に残存する本新株予約権	0個

取得及び消却を行う理由

当社は、第14回新株予約権の行使価額160円を現在の当社株価水準（直近1ヶ月平均終値87円、前日終値88円）と比較し、当社が発行時に予期した合理的なタイミングで第14回新株予約権が行使される可能性は低く、現実にはその行使期限までに当社の必要とする資金調達完了しない可能性が高いと判断いたしました。当社としては、当社グループ全体のキャッシュ・フローを勘案の上、必要に応じて株価動向を見ながら資金調達手段の要否及び可否を検討していく所存ありましたが、この度上記「1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権）」の項に記載の本新株予約権の発行により、将来的な当社の資金需要と整合しない可能性の高い第14回新株予約権に代替させることにいたしました。第14回新株予約権を残存させた場合、その残存数量及び株価によっては資金需要と適合しないタイミング及び数量の行使が将来行われ、過去において開示した資金使途と矛盾をきたす恐れがあります。また当社の将来的な資金調達における諸条件の決定の際に不利に働き、当社の財務に支障をきたし株主の利益に反する結果となる可能性も考えられます。よって、第14回新株予約権の発行要項第13項(1)に基づき、第14回新株予約権の保有者であるMTキャピタル匿名組合から、第14回新株予約権の全てを取得することに致しました。

なお、第14回新株予約権の取得に要する支出は、15百万円と軽微であり当社の資金繰りへの影響は軽微であります。また、取得した第14回新株予約権は取得後速やかに消却いたします。

第1回新株予約権付社債の一部買入消却の概要

(1) 買入消却銘柄	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2) 買入消却実施日	平成28年6月15日
(3) 買入消却額面総額	1.6億円
(4) 消却後残存額面総額	5.8億円

（注） 第1回新株予約権付社債の発行総額8億円の内、額面で0.6億円分については、平成28年1月18日に第1回新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されております。

買入消却を行う理由

当社は、第1回新株予約権付社債の転換価額160円を現在の当社株価水準（直近1ヶ月平均終値84.3円、前日終値84円）と比較すると、当面の間は第1回新株予約権付社債に付された新株予約権が、当社が発行時に予期した合理的なタイミングで行使される可能性は低いと判断いたしました。本新株予約権付社債は借入金として満期償還を前提にしておらず、転換期間内に合理的に転換されることを想定したエクイティ・ファイナンスとして発行しているため、かかる転換の可能性の低下した有利子負債が満期まで存続することは、償還リスクが残るため、当社の市場での資金調達に際しての投資家様の判断に悪い影響を及ぼし、今後の当社の資金調達・財務運営の自由度を狭める可能性があります。従前から開示しておりますとおり、当社としては、引き続き株価動向を見ながら追加借入やエクイティ・ファイナンス等を含めた資金調達手段の要否及び可否を検討していく所存です。本新株予約権付社債調達資金により平成29年3月までの運転資金は確保済

みですが、その先の資金繰りについては現段階では未定であるなど、今後手元資金が一時的に減少する局面がありましても、当社は常に、有利子負債を減少させ負債比率を引下げて財務内容の改善につながることを主な課題としております。当社グループ全体の資金調達及び財務体質改善のためのリファイナンスを円滑に進めるためにも、株式への転換の可能性の低い有利子債務を削減することが望ましく、転換価格より著しく株価が低いことから社債権者に当社による買入に同意いただける今の時期に、資金需要・キャッシュ・フローに支障をきたさない限度で可能な限り一部でも第1回新株予約権付社債を買入消却して社債残高を減殺することが当社全体の資本政策の観点から当社及び当社株主の皆様の利益に適うと判断いたしました。

ただ、当社株価の今後の推移によっては、今後の借入やエクイティ・ファイナンスに際して、本新株予約権付社債の発行条件に比べて有利になるか不利になるかは、現段階では確定的なことは申し上げられませんが、

当社といたしましては当社の今後のキャッシュ・フローを勘案して第1回新株予約権付社債の資金用途の一部を本新株予約権の発行により代替させ、それにより余剰資金となる第1回新株予約権付社債額面1.6億円分を、保有者であるMTキャピタル匿名組合から同額で買い入れることにいたしました。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の用途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
722,687,000	23,000,000	699,687,000

（注）1．払込金額の総額は、各新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、行使価額が調整された場合には増加または減少します。また、各新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した各新株予約権を消却した場合には、各新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．発行諸費用の概算額の内訳は、価値算定費用、弁護士費用、登記費用の合計です。

（2）【手取金の用途】

本新株予約権の発行によって調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期は、以下の通りです。

具体的な用途	金額	支出予定時期
大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払の一部原資	125百万円	平成28年10月
当社子会社ラックスワイズにおいて本格始動する新規事業のための追加資金	100百万円	平成28年7月～平成28年12月
CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.との間で設立する合併会社への出資金残金	225百万円	平成28年10月～平成29年4月
英国SPEEDLOAN FINANCE LIMITED（以下、「SFL」といいます。）の新規店舗出店資金を含む運転資金	249百万円	平成28年9月～平成29年9月
	計699百万円	

（注1）本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、又は、当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、実際の調達額は上記金額に満たないこととなります。その場合には、「具体的な資金用途」欄に記載の各資金用途に充当される金額がその分減少することとなりますが、その場合には、大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払の原資とラックスワイズの追加資金に優先的に充当し、その他については、支出時期が早く到来するものから順次優先的に充当します。なお、平成28年11月以降の大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払いの原資については、今後、SFLからの配当収入等により賄うことを検討していきます。なお、当社連結子会社でありSFLの完全親会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社（旧社名：株式会社ディーワンダーランド）は、平成28年4月末時点において、総額26百万ポンド（平成28年5月27日現在の1ポンド161円換算で約42億円）のSFLに対する貸付金を有しておりますが、当該貸付金については、平成28年6月中にデット・エクイティ・スワップにより株式化する予定です。

（注2）上記の資金用途に充当するまでの間、当該資金は当社名義の銀行預金口座で適切に管理する予定です。

- (注3) 大黒屋からのインターカンパニーローン50億円の当初返済期日は平成28年10月末日となる予定ですが、上記期日が到来した場合であっても、その時点までに期限の利益喪失事由や当該貸付の返済の具体的な障害となる事由が発生していない限りは1年間更新され、その後も同様に更新されます。なお、当該インターカンパニーローンの元本の最終的な返済は、今後、英国においてSFLによるリファイナンスの実施を検討し、またSFLからの配当収入等により賄うことを検討していきます。

第14回新株予約権による調達額（1,214百万円）と比較しますと、本新株予約権による資金調達予定額（699百万円）は515百万円減少しております。その理由は第14回新株予約権の取得消却及び第1回新株予約権付社債の一部買入消却を行い、本新株予約権を発行するに当たり、株価が低下した中で稀薄化防止のため潜在株数を増加させなかったことによります。このため本新株予約権の資金使途は、第14回新株予約権の資金使途のうち、既に支出予定時期を経過したものの、時間の経過により必要性が低下したものと及び将来の資金調達機会に延期可能なものを除き、優先順位の高いものに充当することにいたしました。個々の資金使途の減少理由は以下の通りです。

- (1) 「大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払い」につきましては、第14回新株予約権を発行した時点では250百万円でしたが、平成28年4月末に支払時期の到来した125百万円は、当社グループのキャッシュ・フローで賄いましたので、それによる減額を反映いたしました。
- (2) 「当社運転資金（一般経費及び第1回新株予約権付社債に係る社債利息）」及び「子会社への貸付金（大黒屋及びSFLを除く子会社運転資金（一般経費））」につきましては、第14回新株予約権を発行した時点では、資金使途をそれぞれ195百万円、51百万円を予定しておりましたが、資金確保の緊要度に鑑み第1回新株予約権付社債の調達資金により賄いますので、本新株予約権の資金使途からは全額減額いたしました。
- (3) 「子会社への貸付金（SFL運転資金（一般経費及び納税資金））」につきましては、第14回新株予約権を発行した時点では、資金使途を558百万円予定しておりましたが、平成28年4月8日付「当社子会社であるSPEED LOAN FINANCE LIMITEDによる融資契約締結に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、SFLにおいて現地借入れを行いましたので、当初予定されていた当社からの貸付は必要なくなり、全額減額いたしました。
- (4) 「新規ネット事業への投資資金」につきましては、第14回新株予約権を発行した時点では、資金使途を160百万円予定しておりましたが、平成28年1月18日に第1回新株予約権付社債に付された新株予約権が60百万円行使された時期に、本資金使途に充当したため100百万円に減額しております。また、平成27年10月19日に提出した有価証券届出書に記載した資金使途がより具体化してまいりましたので、具体的な使途の表示を「当社子会社ラックスワイズにおいて本格始動する新規事業のための追加資金」と変更いたしました。他方、本新株予約権の資金使途には第14回新株予約権にはない新たな下記資金使途を追加いたしました。
- (5) CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.との間で設立する合併会社への出資金残金につきましては、総額の460百万円を第1回新株予約権付社債の資金使途としておりましたところ、為替の変動により100百万円減額され約450百万円となり、その2分の1に当たる225百万円の出資を平成28年5月に実行しますが、残金225百万円は1年以内に払込めばよいことから、資金確保の緊要度に鑑みこれを全額第1回新株予約権付社債の資金使途から減額し、本新株予約権の資金使途に加えしました。
- (6) SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDの新規店舗出店資金につきましては、上記現地借入の目的には含まれていない追加出店のための資金であり、平成29年にかけての計画に沿って所要資金を見込んでおります。

また、今回、第1回新株予約権付社債の一部（160百万円）を買入消却し、本新株予約権を発行にするとともに、残存する第1回新株予約権付社債（一部行使額60百万円を控除して計560百万円）の資金使途を下記の通り変更いたします。

具体的な使途	金額	支出予定時期
CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.との間で設立する合併会社への出資金	225百万円	平成28年5月
当社運転資金（一般経費及び本新株予約権付社債に係る社債利息）の一部	255百万円	平成28年4月～平成28年12月
子会社への貸付金（大黒屋及びSFLを除く子会社運転資金（一般経費））	65百万円	平成28年4月～平成28年12月
第14回新株予約権の取得資金	15百万円	平成28年6月
	計560百万円	

本新株予約権発行によって調達する資金は、第14回新株予約権及び第1回新株予約権付社債の資金使途のうち第14回新株予約権及び第1回新株予約権付社債によっては当社が予期した通りに調達またはエクイティー化できなかったものと及び第14回新株予約権及び第1回新株予約権付社債の発行以降に新たに生じた資金需要を賄うためのものであります。これらの資金使途はいずれも当社グループの事業の継続・強化に不可欠なものと考え

え、投資事業への追加資金等は当社の企業価値の維持、促進に資するものと考えております。また、第14回新株予約権及び第1回新株予約権付社債の一部を本新株予約権による資金調達に代替させることにより当社の有利子負債を減少させ負債比率を引下げて財務内容の改善につながることから、当社株主の利益に適う合理的なものであると確信しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	MTキャピタル匿名組合（営業者MTキャピタル合同会社（以下、「MTC」といいます。））（業務執行社員三田証券株式会社（以下、「三田証券」といいます。））	
所在地	東京都中央区日本橋兜町3-11 三田証券内	
設立根拠等	商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく組合	
組成目的	当社が発行する新株予約権及び普通株式に投資を行うため	
組成日	平成27年11月4日	
代表者の役職及び氏名	匿名組合営業者 MTC（業務執行社員三田証券）	
出資の総額	8.2億円	
主たる出資者及びその出資比率	99% 小川 浩平（当社代表取締役社長） （注） 「f. 払込みに要する資金等の状況」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は割当予定先の組合財産であるMTCの手元資金、行使に必要な資金は第1回新株予約権付社債の一部買入消却によって得る資金及び割当予定先の組合事業である本新株予約権の行使にかかる資金を用途とした三田証券からMTCに対する貸付枠が原資となります。よって、本件第三者割当において小川浩平氏（以下「小川氏」といいます。）は割当予定先に対して追加出資はいたしません。	
営業者の概要	名称	MTキャピタル合同会社
	所在地	東京都中央区日本橋兜町3-11 三田証券内
	代表者の役職・氏名	代表社員 三田証券
	事業内容	匿名組合契約に基づく投資及び投資受託に関する業務有価証券の保有、運用、売買並びにその他の投資事業
	資本金	50万円
	出資者及びその出資比率	三田証券 100%

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(参考)

当社と当該匿名組合との関係	<p>・当社代表取締役である小川氏は、平成27年11月4日に三田証券から借入を行い、同日付で当該匿名組合に対し8.2億円の匿名組合出資を行っております。これにより、小川氏は出資額である8.2億円を上限に第1回新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額またはその転換・行使に際しての払込金額が未回収となるリスクを負担し、三田証券は小川氏及び場合によってはMTCに対して資金を貸付けることから、小川氏及びMTCの信用リスクを負担することとなります。一方で、小川氏は第1回新株予約権付社債及び本新株予約権の転換・行使によって交付される株式の売却によって得られる収益が発生した場合は配当を享受し、損失が発生した場合は出資額が毀損されません。また、三田証券は資金の貸付けに際しての利息収入を得、MTCは割当予定先の営業者として営業者報酬を受領します。</p> <p>なお、当社は、当該匿名組合の営業者であるMTCからは、当該匿名組合による業務の執行に際して、匿名組合契約上、匿名組合員たる小川氏は一切の指図権限のないことを確認しております。</p> <p>・当該匿名組合は提出日現在（平成28年5月30日）、第14回新株予約権100個（潜在株式数：7,500,000株）及び第1回新株予約権付社債740百万円（潜在株式数：4,625,000株）を保有しております。</p>
当社と営業者との関係	<p>当該匿名組合の営業者であるMTCは第12回新株予約権の割当先であるMTキャピタル匿名組合の営業者及び第14回新株予約権及び第1回新株予約権付社債の割当先であるMTキャピタル匿名組合の営業者です。</p> <p>当該匿名組合の営業者の代表社員である三田証券株式会社は第11回新株予約権の割当先です。</p>

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先としてMTキャピタル匿名組合を選定した理由は次のとおりです。

- () 三田証券株式会社は、これまでに当社第11回新株予約権の同社による取得、当社第12回新株予約権の同社が業務執行社員を務めるMTCを営業者とするMTキャピタル匿名組合を通じた取得、及び第14回新株予約権及び第1回新株予約権付社債の同社が業務執行社員を務めるMTCを営業者とするMTキャピタル匿名組合を通じた取得を行った実績があるため、本新株予約権の取得を検討する際にも必要以上に期間がかからないと判断いたしました。
- () 上記第11回新株予約権については発行した840個（行使総額210百万円）のうち243個（行使総額60百万円）の行使にとどまったものの、条件を改めた第12回新株予約権については発行した4,500個（行使総額900百万円）すべての行使が行われた実績に鑑みれば本新株予約権の取得及び行使に関してもその実現性が高いと判断いたしました。なお、第14回新株予約権については、発行した100個（行使総額1,200百万円）の全てが行使されませんでした。これは、株価が行使価格を下回る水準を推移していたことが要因であり、株価が行使価格を上回る水準である場合には、行使していただけたものと判断しております。
- () MTCを営業者とする匿名組合以外の本新株予約権の割当候補先は容易には見つからないであろうと判断いたしました。

なお、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者の代表社員である三田証券に確認したところ、MTキャピタル匿名組合は、第1回新株予約権付社債及び本新株予約権の転換・行使によって取得した株式については、市場への影響を考慮しつつ適宜市場で売却する方針とのことであり、支配株主の異動等が生じ得ないことも、当社の意向と合致しているものと考えております。

d. 割り当てようとする株式の数

MTキャピタル匿名組合に割り当てる本新株予約権の目的となる株式の総数は、8,500,000株（平成28年5月27日現在の発行済株式数に対して10.82%）となります。

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者であるMTCより、本新株予約権については市場動向を勘案しながら適宜行使を行い、取得した当社普通株式については、原則として市場にて売却を進めていき、当社の経営に關与する意思がない旨の説明を受けております。

また、MTCからは、MTCによる上記業務の執行に際して、匿名組合契約上、匿名組合員たる小川氏は一切の指図権限のないことを確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者であるMTC、及びその業務執行社員である三田証券から、本新株予約権にかかる払込について払込期日に全額払い込むことの口頭による確約をいただき、当社から本新株予約権の取得並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金の確保・調達方法及び財務状況について問合せを行いました。

その結果、本新株予約権の発行に係る払込に必要となる資金は、割当予定先の営業者であるMTCの預金通帳の写しを受領して、十分な残高を有することを確認いたしました。また、本新株予約権の行使に必要な資金は、第1回新株予約権付社債の一部買入消却によって得る資金（160百万円）及び割当予定先の組合事業である本新株予約権の行使にかかる資金を使途とした三田証券からMTCに対する605百万円の貸付枠からなる合計765百万円が原資であることを口頭にて確認しております。なお、当該貸付枠の確認に際し、当社は三田証券がMTCに対して発行した融資証明書及び平成28年3月31日現在における三田証券の貸借対照表の写しを受領いたしました。

これらにより当社は、割当予定先による本新株予約権の取得並びに本新株予約権の全額の行使のために必要となる資金の確保・調達に支障がないことを確認いたしました。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者であるMTCは、三田証券100%出資子会社であります。三田証券につきましては第三者調査機関である株式会社中央情報センターに調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、同社並びに代表者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております。三田証券からはMTCが反社会的勢力とは一切関係がないとの確認を得ています。MTキャピタル匿名組合の主な出資者であります小川氏につきましても、株式会社中央情報センターの調査報告書により、同氏が反社会的勢力ではないことを確認しております。さらに、当社が把握する限りにおいて、割当予定先及びその出資者、また、割当予定先の営業者、その出資者及び代表者が、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者であるMTCとの協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成28年5月27日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である84円を参考に決定した84円を基準株価として以下のとおりとしました。

名称	行使価額及びその算定根拠
本新株予約権	84円（基準株価に100%を乗じた金額）

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、当社との取引関係のない独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役：能勢元、以下、「第三者算定機関」といいます。）に算定を依頼しました。当社監査役4名（うち3名が会社法上の社外監査役）からは、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は当社と顧問契約関係にないこと、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の発行要項の内容及び下記の東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定結果を踏まえ、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を本日開催の当社取締役会において受けております。

本新株予約権の払込金額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者算定機関による評価書による算定結果（本新株予約権1個につき86,870円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を86,870円といたしました。

第三者算定機関は、本新株予約権の評価額の算定に関して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価84円（平成28年5月27日の終値）、行使価額84円、ボラティリティ46.77%（平成26年4月～平成28年4月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.249%（評価基準における中期国債レート）、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク（1年目のデフォルト確率6.73%、2年目のデフォルト確率12.04%）等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき86,870円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日である平成28年5月27日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の84円を参考に決定した基準株価に100%を乗じた金額である84円といたしました。なお、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均84.3円に対する乖離率は0.4%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均83.8円に対する乖離率は0.2%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均90.1円に対する乖離率は6.8%となっております。

モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提とした諸条件は、以下の通りです。

・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使可能期間最終日（平成30年6月15日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使可能期間中においては、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項は、本新株予約権の権利行使開始日以降いつでも取得できることとしております。また、当社株式の終値が5連続取引日の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合、その時点で未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得することとしております。なお、任意取得条項として、当社株式の終値が5連続取引日の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合、当社は強制的に本新株予約権の全てを取得する条項がありますが、当該算定上加味しております。

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日当たり83,960株（最近2年間の日次売買高の中央値である83,960株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を勘案して取引上限高である100%のうち平均してその10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

．その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり86,870円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり86,870円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式(8,500,000株)に係る議決権の数は85,000個となり、平成28年3月31日現在の当社の発行済株式総数(78,534,666株)に係る議決権の総数784,684個に対する割合は10.83%となります。

しかしながら、今回同時に第14回新株予約権100個(これがすべて行使された場合に発行される当社株式7,500,000株)の取得・消却並びに第1回新株予約権付社債の一部買入消却160,000,000円(消却する新株予約権8個、これがすべて行使された場合に発行される当社株式1,000,000株)を行いますので、本新株予約権発行前と比較して潜在株数に変更はありません。したがって、既存株主の皆様の株式持分比率及び議決権比率がより減少し、または1株当たり純資産額及び1株当たり利益額がより低下するといった希薄化は生じません。当社といたしましては、当社グループによる旺盛な資金需要を満たすためには、現在の潜在株数を維持して必要な資金調達に充当する必要があり、株主の利益にも適う合理的なものと認識しております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合には、当社の発行済株式総数は、87,034,666株となります。

割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者であるMTCからは、本新株予約権の行使により発行される株式については、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場にて売却していく方針であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近6ヶ月間における1日当たりの平均出来高は1,688千株(本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数8,500千株を加えた発行済株式総数87,034,666株の1.94%程度)であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数8,500千株を1年間(245日/年営業日で計算)にわたって平均的に行使売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は35千株となり、上記1日当たりの平均出来高の2.05%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
MTキャピタル匿名組合（営業 者：MTC）	東京都中央区日本橋兜町3番11 号三田証券内	-	-	8,500	9.77%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	1,663	2.12%	1,663	1.91%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2- 10	1,270	1.62%	1,270	1.46%
田名部 誠悦	青森県八戸市	1,151	1.47%	1,151	1.32%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	1,003	1.28%	1,003	1.15%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM	975	1.24%	975	1.12%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2-4-1麹町 大通ビル13階	905	1.15%	905	1.04%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1	859	1.10%	859	0.99%
エヌ・ティ・ティ・システム開 発株式会社	東京都豊島区目白2-16-20	735	0.94%	735	0.85%
株式会社エルザ	福岡県北九州市小倉北区米町1- 5-18 第15エルザビル1階	729	0.93%	729	0.84%
東京コンピュータサービス株式 会社	東京都中央区日本橋本町4-8-14	717	0.91%	717	0.82%
計	-	10,009	12.76%	18,509	21.28%

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、平成28年3月31日時点の株主名簿を基準に算定しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、今回発行される本新株予約権の全てが行使された場合における数値となります。なお、今回の割当予定先以外の株主の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成28年3月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
4. 割当予定先であるMTキャピタル匿名組合（営業者：MTC）の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」を9.77%としておりますが、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載の通り、同社は本新株予約権の行使により取得する当社の株式を市場において売却する予定です。従いまして、同社の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は実際には9.77%には達しない見込みです。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年5月30日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成28年5月30日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

全社的なリスク

・企業買収及び業務提携等について

当社グループは、経営の効率化と競争力強化を行い株主利益最大化のため、企業買収および資本参加を含む投資、他社との業務提携等による事業の拡大を行うことを目指しております。しかしながら、企業買収及び業務提携等が円滑に進まない、あるいは当初期待した効果が得られない可能性があります。また、他社が事業戦略を変更した場合には、当社グループは資本参加、業務提携関係等を維持することが困難になる可能性もあります。

・新規事業立上げに関するリスク

当社グループは、当社100%出資のラックスワイズにおいて中古ブランド品のeコマース事業を展開しております。同事業はスタートアップ期に位置しておりますが、当社グループとしては、同事業が中古ブランド品のネットによる委託販売・買取の強化に貢献出来るものと考えております。しかし、新規事業においては、安定して収益を生み出すまである程度の時間がかかることも予想され、その結果当社の利益率の低下を招く可能性があります。また、新規事業の採算性には不透明な点が多く、予想した収益が得られない可能性があります。このような場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

・資金調達に関するリスク

当社グループは、企業買収等や運転資金のため必要に応じてエクイティファイナンスにより調達することがあります。当社の事業内容や将来のビジネスの潜在性に興味を持つ投資家はおりますが、ファイナンスの条件やスキームについては交渉を要することから、機動的な調達には制限があり、事業活動に影響を与える可能性があります。

・情報システムに関するリスクについて

当社グループは、多くの業務において情報システムを利用しております。当社グループは、情報システム利用に係る信頼性向上のため様々な対策を実施し、業務を継続的に運営できる体制を整備していますが、テロ、自然災害、ハッキング、人為的ミス、コンピュータウィルス等により情報システムの不具合、故障が生じる可能性があります。この場合、業務が一時的に中断し、当社グループの事業、財政状態および経営成績に影響を受ける可能性があります。

・海外子会社及び海外持分法適用会社について

当社グループの中には海外子会社（SFLグループ）があり、また、海外持分法適用会社（平成28年5月末設立予定のCITICとの合併会社）も生じる予定ですが、海外子会社及び海外持分法適用会社の運営に際しては為替変動リスクがあるほか、各国及び各地域等の経済情勢、政治情勢、法規制、税制等の変化による影響や、ビジネス慣習の違い等、特有の業務上のリスクがあります。そのため、事業再生段階にあるSFLグループにつきましては、当社が想定する再生計画に遅れが生じるリスクがあります。その他、当社が想定する海外の新規店舗の出店時期に遅れが生じるリスクがあります。また、今後、当社グループ内に占める海外子会社及び海外持分法適用会社の売上、利益の割合が増加し、各国及び各地域等の経済情勢等に変動があった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

・会計基準および税制等の変更について

新たな会計基準の適用や新たな税制の導入・変更によって、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、税制等の改正により、当社グループの税負担が増加する可能性があります。

・情報の流出について

当社グループは、事業活動において顧客等のプライバシーや信用に関する情報（顧客等の個人情報を含む）を入手し、他企業等の情報を受け取ることがあります。当社グループは、これらの情報の秘密保持に細心の注意を払い、情報の漏えいが生じないよう最大限の管理に努めていますが、不測の事態により情報が外部に流出する可能性があります。この場合には、損害賠償等の多額な費用負担が生じ、また、当社グループの事業活動

やブランドイメージに影響が及ぶ可能性があります。また当社グループの事業上の重要機密が第三者に不正流用される恐れもあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

質屋、古物売買業のリスク

・中古品の仕入について

中古品は新品と異なり仕入数量の調整が難しく、安定的に商品を確保することが経営施策上極めて重要であります。このため商品の仕入については、店舗にて個人顧客から買取他、出張買取、宅配買取及び中古ブランド売買市場で中古ブランド品の調達を行っております。

中古品は新品に比して粗利が高い傾向にありますが、今後の景気動向や新たな競合先の出現等による仕入価格の上昇や商品数の不足等により、安定的な商品の確保に支障をきたした場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・コピー品の買取及び質預りリスクについて

中古ブランド品小売業界及び質屋業界において、コピー品に関するトラブルは社会的に重要な問題となっており、質屋、古物売買業を営む大黒屋にも買取品或いは質草としてコピー品が持込まれる可能性があります。大黒屋におきましては、日頃から買取担当者の真贋鑑定能力を養い、高度な専門知識と豊富な経験を持った買取担当者を育成することにより、コピー品の買取及び質預り防止に努めており、誤ってコピー品の買取及び質預りをしてしまう件数は極僅かです。しかしながら、当業界においては、常にコピー品に関するトラブル発生のリスクが潜んでおり、大きなトラブルが発生した場合、大黒屋の取扱品に対する信頼性が低下することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・盗品の買取及び質預りリスクについて

大黒屋が買取った商品或いは質預り品が盗品であると発覚した場合、古物営業法及び質屋営業法では1年以内は、これを無償で被害者又は遺失主に回復することとされております。大黒屋においては、コンプライアンスの観点から、古物においては古物営業法に基づく古物台帳、質物においては質屋営業法に基づく帳簿の徹底管理を行うことで、被害者又は遺失主に対し適切な対応が出来る体制を整えており、盗品の買取及び質預りをしてしまう件数は極僅かです。しかしながら、盗品を取り扱った場合には、大黒屋の取扱品に対する信頼性が低下することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・買取担当者等について

当業界における中古品の仕入買取価格については、金等のように相場があるものを除き、あらかじめ価格が決定しているものではありません。従って、商品の真贋鑑定を適正に行い適正価格で買取を行うことや質物の預りにおいても同様に真贋鑑定を適正に行う必要があります。そのため、大黒屋にあっては、人材の養成と確保への取り組みの強化が重要です。人材育成のため研修制度の充実や賃金体系を含めた人事制度の構築により対応しておりますが、このような買取担当者等の養成や確保が進まない場合や、買取担当者等の退職は大黒屋の仕入や店舗施策等に重要な影響を与え、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・為替変動について

大黒屋が取り扱う中古品は、大半が輸入ブランド品ではありますが、これらの仕入は円建で行われ、また、販売価格は仕入買取価格に連動して変動するため業績への影響は限定的と認識しておりますが、急激な為替相場の変動による国内外の需要の変化によって当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。なお、為替の円安傾向への変動は、販売において外国人旅行者にとって割安感が生まれ免税売上が増加します。一方、円高傾向への変動は、国内の購買層に割安感が生まれ国内売上増加に寄与します。

・商品在庫について

大黒屋の取扱商品は時代の流行や市場ニーズに合わせながら変化する商品が大半であり、商品が陳腐化し長期滞留在庫とならないように、常に在庫回転期間の目安として平均90日を維持することを念頭に置き販売価格を設定し適正在庫の維持に努めておりますが、その流行やニーズの変化により商品が陳腐化し長期滞留在庫を招く可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・質草の取扱について

質取引は、質屋営業法に基づき、顧客（質置主）から物品（有価証券等を含む）を質草として預り、流質期限まで当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質草をもってその弁済に充てる旨の約款を附して顧客に金銭を貸付けるものです。また、質契約の期限が経過したものと経過しようとするものに対して、利入れすることにより期限延長することが出来ます。顧客は流質期限前に、いつでも元利金を返済して、その質草を受け戻すことが出来ます。そのため、顧客に返却する質草については、劣化や盗難による紛失等に備えるため、法的に定められた保管場所である質蔵にて厳重に保管しており、劣化や盗難による紛失等による影響は限定的であると認識しておりますが、保管中の質草の劣化や盗難による紛失等があった場合には当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。

．出店施策について

a．新規出店について

大黒屋は、現在首都圏（14店舗）を中心に関西圏（5店舗）及び東海地区（1店舗）にて20店舗を展開しております。翌連結会計年度に出店が予定されている町田店、福岡天神店に続き、新たな出店も検討しております。

出店先の選定にあたっては、物件の状況、契約条件、周辺地域の人口やその動態、交通の便、競合他社の店舗の状況等を勘案して判断しております。このため、大黒屋の望む時期に望むような物件を確保出来ない場合、更に新店舗への設備投資、商品供給及び人材確保等が遅延した場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

b．賃借契約等について

大黒屋では、出店に際して賃借物件による店舗施策を基本方針としております。よって、当該物件を借り受けるに際し、賃貸人に対し、敷金及び保証金を差入れております。敷金及び保証金は、契約解消時に返還されることになっておりますが、賃貸人の事情によっては、その一部又は全額が回収出来なくなる可能性があります。また、大黒屋の都合で契約を中途解約した場合には、契約内容によってはこれらの一部が返還されなくなる場合があります。また、大半の店舗が賃借店舗であることから、何らかの理由により契約が更新できない場合、また、契約更新時などに賃料が上昇した場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

c．営業エリアの集中について

大黒屋においては、経営の効率化及び経営資源の集約化を図るべく首都圏、関西圏及び中部圏といった日本における三大都市圏に店舗展開しております。このため各都市圏において地震、風水害及びその他の異常な自然現象により、大黒屋が物的及び人的な損害を受けた場合、事業拠点の移転や損害を被った設備等の修復の為に多額の費用が発生し、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

更に、大黒屋が出店している地域において自然災害に起因して生じる電力不足、通信途絶及び運輸機能の停止等ライフラインの途絶が発生した場合、また、行政からの避難命令・勧告等により営業継続が困難となった場合にも当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

．法的規制について

a．古物営業法に関する規制について

大黒屋が取扱う商品は「古物営業法」に定められた「古物」に該当するため、出店に際しては管轄する各都道府県公安委員会から営業許可を受けております。大黒屋では同法に従って適切に業務を遂行するため、古物台帳による管理の徹底、古物営業法に基づく社内マニュアルの整備、社員教育等を実施しております。本日現在大黒屋において許可の取消し事由は発生しておりませんが、万一同法に定める規則に違反した場合には、営業許可の取消し、又は営業停止等の処分を受ける可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b．質屋営業法に関する規制について

大黒屋は古物以外に「質屋営業法」に定められた質屋業を営んでおり、質屋の出店に際しては管轄する各都道府県公安委員会から営業許可を受けております。大黒屋では同法に従って適切に業務を遂行するため、質帳簿による管理の徹底、質屋営業法に基づく社内マニュアルの整備、社員教育等を実施しております。本日現在大黒屋において許可の取消し事由は発生しておりませんが、万一同法に定める規則に違反した場合には、営業許可の取消し、又は営業停止等の処分を受ける可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c．その他の法的規制について

大黒屋が規制を受けているその他の法律には、「特定商取引に関する法律」、「建築基準法」、及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等があります。なお、短時間労働者に対する社会保険適用基準の拡大等の各種法令の改正等に伴い、新たな対応コストが発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

．有利子負債依存度について

大黒屋では、2016年3月末現在、資金調達は金融機関からの借入で行っております。大黒屋の仕入商品の買取は全て現金決済にて行われているため、常に運転資金が必要な事業形態となっております。また、業容拡大に伴う出店及び改装に係る費用を、主として金融機関からの借入により調達していることから、今後の出店及び商品調達の状況により、大黒屋の有利子負債依存度は比較的高水準で推移する可能性があります。

今後は業績拡大、収益性の向上により内部留保を確保し、財務体質の強化に努める方針であります。金利動向等の金融情勢や取引金融機関の融資姿勢等の変化により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

・借入金の返済について

借入金は、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されており、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定額以上維持すること等により流動性リスクを管理しておりますが、業績の悪化等により借換先が見つからない場合や一時的な資金支出の増加により、弁済期日通りに借入金を返済できない場合、当社グループの事業及び財政状態に著しい影響を及ぼす可能性があります。

・財務制限条項について

一部の借入金については、金融機関に流動資産及び固定資産の一部を担保に供しており、財務制限条項（レバレッジ・レシオ、デット・サービス・カバレッジ・レシオ、利益維持、純資産維持）が付与されています。当該金融機関からの調達以降、当連結会計年度末迄において財務制限条項には一度も抵触しておりませんが、本条項に抵触し、金融機関より債権行使がなされた場合には、当社グループの財政状態に著しい影響を及ぼす可能性があります。

電機事業のリスク

・製品の安全性について

電機事業においては、一世紀弱に及ぶ技術開発の成果として、多くの製品に工業所有権・ノウハウを有しておりますが、そもそも可燃性物質を取り扱う等厳しい環境下で使用される製品であること、昨今の仕入先の状況から来る品質の低下及び品質検査漏れ及び熟練工確保状況等によっては、製品の使用に関連して火災事故等の人命に関わる事態に巻き込まれる可能性があります。かかる状況においては、報道等の行われ方いかんによっては、問題のない製品及び当社グループへの信頼性の低下を招き、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

・法的規制について

当社グループは、防爆仕様の製品を製造することから、さまざまな法的（ガイドライン）規制を受けております。たとえば、労働安全衛生法に基づく国家検定に合格する必要がある製品や、電気用品技術基準に合格することが必要な製品等があります。当社グループは事業遂行にあたってこれら法令等に違反しないように監視する内部統制機能の充実に努めておりますが、結果として規制に適合しない可能性を完全に排除できる保証はありません。これら法令等の規制等を遵守できなかったことにより、企業としての信頼性の失墜につながる可能性があります。その場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第106期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成27年6月26日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

平成27年6月26日開催の当社第106期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の20,200万株から31,200万株に変更するものであります。

第2号議案 取締役2名選任の件

伴野健二氏及び小高功嗣氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

栃木敏明氏、粕井滋氏及び市古紘一氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成9年6月27日開催の定時株主総会において月額50,000千円以内とする旨ご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役に対する報酬として、年額50,000千円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。また、当社の監査役の報酬額は、平成元年8月30日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内とする旨ご承認いただいておりますが、当該監査役の報酬額とは別枠で、当社の監査役に対する報酬として、年額5,000千円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	283,053	93,777	-	（注）1	可決 75.1
第2号議案					
伴野 健二	355,467	21,363	-	（注）2	可決 94.3
小高 功嗣	356,513	20,317	-	（注）2	可決 94.6
第3号議案					
栃木 敏明	337,084	39,746	-	（注）2	可決 89.5
粕井 滋	356,777	20,053	-	（注）2	可決 94.7
市古 紘一	356,320	20,510	-	（注）2	可決 94.6
第4号議案	280,712	96,118	-	（注）2	可決 74.5

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

（平成28年2月10日提出の臨時報告書）

1．提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの

小川 浩平

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	104,100個	13.32%
異動後	78,467個	9.99%

(注) 1. 異動前の総株主等の議決権に対する割合の計算においては、平成27年9月30日現在の総株主等の議決権の数を分母として算出しております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合については、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づく総議決権の数に、平成28年1月18日に行使された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債60百万円の転換による375,000株を加算して算出しております。

3. 総株主等の議決権に対する割合については、小数点第三位を切り捨てて記載しております。

(3) 当該異動の年月日

平成28年2月9日

(4) その他の事項

1. 当該異動の経緯

主要株主である当社代表取締役社長の小川浩平氏より、平成28年2月9日付で金融機関に借入金の担保として差し入れていた10,410,000株のうち、2,563,300株について担保処分が実行された旨の報告を受けたもので、当社として確認できたものではありません。

2. 本臨時報告書提出日現在の資本金の額 1,634,617千円

3. 本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 普通株式 78,534,666株

(平成28年2月17日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : SPEEDLOAN FINANCE LIMITED

住所 : 2nd Floor, 2 Burgage Square, Merchant Gate, Wakefield WF1 2TS

代表者の氏名 : ディレクター スティーブン・プラウマン 平成27年10月30日現在

資本金 : 2ポンド(約370円)平成27年10月30日現在

事業の内容 : 質事業、中古宝飾品買取販売事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 :

異動後 : 普通株式 2個(うち間接所有分 2個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 :

異動後 : 100%(うち間接所有分100%)

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDの平成27年10月30日現在における総株主等の議決権の数(2個)を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社連結子会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社(旧会社名:株式会社ディーワンダーランド)がSPEEDLOAN FINANCE LIMITEDの親会社であるAU 79 LIMITEDの全株式を取得し、SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDの売上高の総額が当社の仕入高の総額の100分の10以上に相当し、かつ、当該会社の仕入高の総額が当社の売上高の総額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社になりました。

異動の年月日 : 平成27年10月30日

3．最近の業績の概要について

(1) 第107期連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の業績の概要

平成28年5月16日開催の取締役会で承認され、平成28年5月16日に公表した第107期連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される連結財務諸表ではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないので、監査報告書は受領しておりません。

なお、この連結財務諸表の金額については千円単位とし、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 3,557,810	1 4,463,274
受取手形及び売掛金	483,691	607,308
営業貸付金	1 1,875,994	1 3,914,820
商品及び製品	1 4,163,462	1 4,685,473
仕掛品	16,329	14,573
原材料及び貯蔵品	32,712	37,031
繰延税金資産	147,205	107,747
その他	253,826	1,095,881
貸倒引当金	3,222	179,791
流動資産合計	10,527,810	14,746,319
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	840,088	904,043
減価償却累計額	549,147	588,123
建物及び構築物（純額）	1 290,941	1 315,920
機械装置及び運搬具	139,828	138,355
減価償却累計額	139,026	137,755
機械装置及び運搬具（純額）	801	599
工具、器具及び備品	661,450	926,340
減価償却累計額	589,609	692,047
工具、器具及び備品（純額）	71,840	234,293
建設仮勘定	-	405
土地	1 390,971	1 395,011
有形固定資産合計	754,555	946,231
無形固定資産		
のれん	628,186	1,094,029
その他	51,300	58,269
無形固定資産合計	679,487	1,152,298
投資その他の資産		
投資有価証券	44,609	30,855
退職給付に係る資産	1,249	4,017
その他	512,789	736,697
貸倒引当金	2,640	2,640
投資その他の資産合計	556,008	768,930
固定資産合計	1,990,050	2,867,460
資産合計	12,517,860	17,613,780

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	72,079	90,693
短期借入金	1,530,000	1,500,000
1年内返済予定の長期借入金	1,430,000	1,600,000
未払法人税等	586,970	717,942
賞与引当金	-	9,000
ポイント引当金	57,605	49,039
その他	302,228	619,446
流動負債合計	5,848,883	2,586,122
固定負債		
長期借入金	-	1,790,000
新株予約権付社債	-	740,000
繰延税金負債	14,998	31,474
退職給付に係る負債	27,308	20,368
資産除去債務	15,233	15,486
その他	76,086	76,086
固定負債合計	133,627	8,783,416
負債合計	5,982,511	11,369,538
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,604,617	1,634,617
資本剰余金	1,286,229	1,484,647
利益剰余金	2,214,089	2,314,068
自己株式	2,025	2,106
株主資本合計	5,102,911	5,431,227
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,023	1,764
為替換算調整勘定	-	529,367
その他の包括利益累計額合計	6,023	531,132
新株予約権	-	20,266
非支配株主持分	1,426,413	1,323,879
純資産合計	6,535,349	6,244,241
負債純資産合計	12,517,860	17,613,780

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	17,237,788	20,165,312
売上原価	11,708,985	5 13,379,744
売上総利益	5,528,803	6,785,567
販売費及び一般管理費	1, 2 3,027,233	1, 2 5,029,673
営業利益	2,501,570	1,755,894
営業外収益		
受取利息	662	2,851
受取配当金	633	631
受取手数料	8,458	12,600
退職給付に係る負債戻入額	5,943	-
長期未払金取崩益	4,866	-
その他	6,634	30,312
営業外収益合計	27,200	46,396
営業外費用		
支払利息	224,469	225,712
支払手数料	205,509	526,022
その他	44,900	81,214
営業外費用合計	474,878	832,949
経常利益	2,053,891	969,341
特別利益		
負ののれん発生益	29,533	-
固定資産売却益	-	216
特別利益合計	29,533	216
特別損失		
減損損失	699	6,977
固定資産除却損	-	195
特別損失合計	699	7,173
税金等調整前当期純利益	2,082,724	962,384
法人税、住民税及び事業税	935,679	637,463
法人税等調整額	9	38,646
法人税等合計	935,689	676,110
当期純利益	1,147,035	286,274
非支配株主に帰属する当期純利益	449,021	186,294
親会社株主に帰属する当期純利益	698,014	99,979

(連結包括利益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	1,147,035	286,274
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,150	8,859
為替換算調整勘定	-	648,708
その他の包括利益合計	7,150	657,567
包括利益	1,154,185	371,293
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	702,442	437,176
非支配株主に係る包括利益	451,742	65,883

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	738,214	419,825	1,516,074	1,577	2,672,537
当期変動額					
新株の発行	866,403	866,403			1,732,807
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-
自己株式の取得				452	452
自己株式の処分		0		4	4
親会社株主に帰属する当期純利益			698,014		698,014
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	866,403	866,403	698,014	447	2,430,373
当期末残高	1,604,617	1,286,229	2,214,089	2,025	5,102,911

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	1,595	-	1,595	-	2,063,002	4,737,135
当期変動額						
新株の発行						1,732,807
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						-
自己株式の取得						452
自己株式の処分						4
親会社株主に帰属する当期純利益						698,014
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,428		4,428		636,588	632,160
当期変動額合計	4,428	-	4,428	-	636,588	1,798,213
当期末残高	6,023	-	6,023	-	1,426,413	6,535,349

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,604,617	1,286,229	2,214,089	2,025	5,102,911
当期変動額					
新株の発行	30,000	30,000			60,000
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		168,417			168,418
自己株式の取得				81	81
自己株式の処分					-
親会社株主に帰属する当期純利益			99,979		99,979
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	30,000	198,417	99,979	81	328,315
当期末残高	1,634,617	1,484,647	23,314,068	2,106	5,431,227

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	6,023	-	6,023	-	1,426,413	6,535,349
当期変動額						
新株の発行						60,000
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						168,418
自己株式の取得						81
自己株式の処分						
親会社株主に帰属する当期純利益						99,979
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,788	529,367	537,156	20,266	102,534	619,423
当期変動額合計	7,788	529,367	537,156	20,266	102,534	291,107
当期末残高	1,764	529,367	531,132	20,266	1,323,879	6,244,241

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,082,724	962,384
減価償却費	83,192	108,603
のれん償却額	33,956	45,355
減損損失	699	6,977
負ののれん発生益	29,533	-
固定資産除却損	-	195
有形固定資産売却損益（は益）	-	216
株式報酬費用	-	5,776
貸倒引当金の増減額（は減少）	522	205,505
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	13,834	6,939
ポイント引当金の増減額（は減少）	37,806	8,565
賞与引当金の増減額（は減少）	-	9,000
受取利息及び受取配当金	1,296	3,483
支払利息	224,469	225,712
支払手数料	205,509	516,494
株式交付費	42,628	41,101
為替差損益（は益）	-	43,943
売上債権の増減額（は増加）	147,693	823
たな卸資産の増減額（は増加）	936,776	665,581
仕入債務の増減額（は減少）	14,216	120,756
その他の流動資産の増減額（は増加）	151,152	236,688
その他の固定資産の増減額（は増加）	5,335	2,651
その他の流動負債の増減額（は減少）	24,951	235,457
その他の固定負債の増減額（は減少）	4,941	252
小計	1,612,224	2,288,970
利息及び配当金の受取額	1,296	3,483
利息の支払額	238,287	236,189
支払手数料の支払額	13,988	274,803
法人税等の還付額	8,520	-
法人税等の支払額	740,282	981,501
営業活動によるキャッシュ・フロー	629,483	799,960
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	41,209	104,155
無形固定資産の取得による支出	48,157	21,927
子会社株式の取得による支出	1,058,798	2 4,174,843
差入保証金の差入による支出	30,000	118,257
預け金の払戻による収入	450,000	-
その他	94	6,094
投資活動によるキャッシュ・フロー	728,070	4,413,089

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	30,000
短期借入れによる収入	700,000	-
短期借入金の返済による支出	207,000	-
長期借入れによる収入	4,508,168	8,224,537
長期借入金の返済による支出	4,486,120	4,300,000
制限付預金の預入による支出	1,500,185	-
新株予約権付社債の発行による収入	-	800,000
新株予約権の発行による収入	-	14,490
株式の発行による収入	1,690,179	-
株式の発行による支出	-	41,101
その他	447	327
財務活動によるキャッシュ・フロー	704,594	4,667,598
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	149,252
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	606,006	905,217
現金及び現金同等物の期首残高	1,451,618	2,057,625
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,057,625	1 2,962,843

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

前期 4社、当期 9社

株式会社エスピーオー

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社

大黒屋グローバルホールディング株式会社(旧社名:株式会社ディーワンダーランド)

株式会社大黒屋

ラックスワイズ株式会社

AU 79 LIMITED

AG 47 LIMITED

SPEEDLOAN FINANCE LIMITED

CHANTRY COLLECTIONS LIMITED

上記のうち、ラックスワイズについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、AU 79 LIMITED並びにその完全子会社であるAG 47 LIMITED、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及びCHANTRY COLLECTIONS LIMITEDについては当社連結子会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社が平成27年10月30日付でAU 79 LIMITEDの全株式を取得したため連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社エスピーオーの決算日は、連結決算日と一致しております。

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社の決算日は9月30日、ラックスワイズ株式会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

AU 79 LIMITED並びにその完全子会社であるAG 47 LIMITED、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及びCHANTRY COLLECTIONS LIMITEDの会計期間は年52週間で、決算日は3月31日にもっとも近い土曜日としております。同社決算日から連結決算日である3月31日までの間に発生した重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。

大黒屋グローバルホールディング株式会社及び株式会社大黒屋は、平成27年12月24日開催の同社株主総会において決算日を9月30日から3月31日に変更しております。この決算期変更に伴う損益への影響はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

当社及び連結子会社である株式会社エスピーオー、オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社における評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

(商品)

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(製品・仕掛品・材料)

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

連結子会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社、株式会社大黒屋、SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDにおける評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

(商品)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3~60年

機械装置及び運搬具 3~12年

工具、器具及び備品 2~20年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法により償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。

ア．一般債権

実績繰入率による繰入額を計上しております。

バ．貸倒懸念債権及び破産更生債権

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ロ．質屋業における収益計上時期について

売上高には質屋業における質料が含まれております。質料は営業貸付金に対する利息と質物（担保物）に関する保管料を合わせた性格を有するものであります。この質料は後払いで入金されますが、質料を支払って契約を継続するか流質させる（質物を放棄し、債務の弁済に充てる）かについては、顧客に選択肢があるため、質料は入金時点で認識し、売上計上しております。

売上高に含まれる連結子会社であるSPEEDLOAN FINANCE LIMITEDの貸付金利息収入については、実効金利法による発生主義により収益を認識しております。

ハ．在外子会社及び在外関連会社における会計処理基準に関する事項

国内連結会社と在外連結会社との会計処理基準の差異は、主として「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）における当面の取扱いを採用していることによります。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益は5,490千円増加し、経常利益は258,050千円、税金等調整前当期純利益は426,467千円それぞれ減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が168,417千円増加しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は168,417千円増加しております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
現金及び預金	2,350,404千円	2,430,790千円
営業貸付金	1,875,994	1,916,354
商品及び製品	4,092,428	3,891,927
建物及び構築物	59,356	55,213
土地	289,883	289,883
計	8,668,067	8,584,170

(注) 当連結会計年度末において、上記以外に、関係会社株式(取得価額5,505,100千円)に対して質権が設定されており、また、関係会社貸付金(取得価額5,000,000千円)に対して担保権が設定されておりますが、連結貸借対照表では相殺消去されております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
短期借入金	500,000千円	500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	4,300,000	600,000
長期借入金	-	7,900,000
計	4,800,000	9,000,000

2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	586千円	386千円

3 連結子会社(株式会社大黒屋)においては、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社東京スター銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
貸出コミットメントの総額	1,000,000千円	1,000,000千円
借入実行残高	500,000	500,000
差引額	500,000	500,000

4 財務制限条項

当連結会計年度における株式会社大黒屋の借入金(当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、短期借入金500,000千円、1年内返済予定の長期借入金600,000千円、長期借入金7,900,000千円)について、財務コベナントの遵守として、レバレッジ・レシオ、デット・サービス・カバレッジ・レシオ、利益維持、純資産維持があります。

また、不作為義務として、配当制限、株式公開制限、証券発行制限、定款の変更や合併、会社分割、株式交換、株式移転等の重要な変更の制限等があります。そのため、大黒屋は、貸付人の事前の書面による承諾が無い限り、剰余金の配当の実施を行うことができません。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料賃金	737,104千円	1,493,480千円
地代家賃	599,860	945,734
支払手数料	438,939	633,896
賞与引当金繰入額	100,625	9,000
退職給付費用	21,854	42,611
ポイント引当金繰入額	37,806	8,565

2 研究開発費

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	165千円	101千円

3 固定資産売却益の内容については、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

4 固定資産除却損の内容については、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

5 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。なお、前連結会計年度つきましては、金額的重要性が低く、金額の算定が困難なため記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
135,149千円

6 減損損失

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	10,933千円	13,755千円
組替調整額	0	0
税効果調整前	10,933	13,755
税効果額	3,782	4,896
その他有価証券評価差額金	7,150	8,859
為替換算調整勘定		
当期発生額	-	648,708
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	648,708
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	-	648,708
その他の包括利益合計	7,150	657,567

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	66,607	11,552	-	78,159
合計	66,607	11,552	-	78,159
自己株式				
普通株式（注）2、3	7	2	0	10
合計	7	2	0	10

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加11,552千株は、新株予約権の行使による増加によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	平成26年新株予約権（第13回）	普通株式	13,319		13,319		
	合計		13,319		13,319		

(注) 平成26年新株予約権の減少13,319千株は、新株予約権（ライツ・オフリング）の行使による減少11,552千株、新株予約権（ライツ・オフリング）の権利行使期間の満了による減少1,767千株によるものであります。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	78,159	375		78,534
合計	78,159	375		78,534
自己株式				
普通株式（注）2、3	10	0		10
合計	10	0		10

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加375千株は、新株予約権付社債の転換による増加によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	平成27年新株予約権（第14回）（注）1	普通株式		7,500		7,500	14,490
	第1回新株予約権付社債（注）2、3	普通株式		5,000	375	4,625	
	ストック・オプションとしての新株予約権						5,776
	合計			12,500	375	12,125	20,266

(注) 1. 平成27年新株予約権（第14回）の増加7,500千株は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 第1回新株予約権付社債の増加5,000千株は、新株予約権付社債の発行によるものです。

3. 第1回新株予約権付社債の減少375千株は、新株予約権付社債の転換によるものです。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	3,557,810千円	4,463,274千円
制限付預金	1,500,185	1,500,431
現金及び現金同等物	2,057,625	2,962,843

2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにSFLグループ(AU 79 LIMITED、AG 47 LIMITED、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED、CHANTRY COLLECTIONS LIMITED)を連結したことに伴う同グループの連結開始時の資産及び負債の内訳並びに取得価額と同グループの取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	5,382,223千円
固定資産	311,747
のれん	587,719
流動負債	6,152,832
固定負債	25,543
株式取得価額	103,314
買収に伴うSFLグループへの貸付金	4,827,805
現金及び現金同等物	756,276
差引：A社取得のための支出	4,174,843

3 重要な非資金取引の内容

(1) 新株予約権に関するもの

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
新株予約権の行使による資本金増加額	- 千円	30,000千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	-	30,000
新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	-	60,000

(2) 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関するもの

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動による資本 剰余金増加額	- 千円	168,417千円
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動による非支 配株主持分減少額	-	168,417

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、「電機事業」、「質屋、古物売買業」の2つの事業セグメントを報告セグメントとしております。

「電機事業」における製品は、産業用照明器具群、電機工事器材群、制御機器群から構成されており、当社が設計・製造した製品は、代行店及び代理店を通じ、あるいはOEM製品、特定ユーザー向け製品として直接販売されております。

「質屋、古物売買業」では、国内においては、支店を中心に、国内外の消費者等向けに質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品）の買取と販売を行っております。国外においては、英国において、中古宝飾品を中心に質屋業及び買取販売業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「企業結合に関する会計基準」等を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比べ、当連結会計年度のセグメント利益が、それぞれ「質屋、古物売買業」で5,490千円増加しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	電機事業	質屋、 古物売買業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	358,758	16,878,013	17,236,771	1,016	17,237,788	-	17,237,788
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	358,758	16,878,013	17,236,771	1,016	17,237,788	-	17,237,788
セグメント利益 又は損失()	93,277	2,805,951	2,899,228	106,476	2,792,752	291,182	2,501,570
セグメント資産	197,902	11,157,573	11,355,475	49,142	11,404,618	1,113,241	12,517,860
その他の項目							
減価償却費	-	79,625	79,625	610	80,235	2,957	83,192
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	699	46,992	47,692	-	47,692	792	48,485

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業及び不動産賃貸業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 291,182千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。主に、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額1,113,241千円は、各報告セグメントに帰属しない会社資産であります。

減価償却費の調整額2,957千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、各報告セグメントに帰属しない当社の本社機能に係る減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額792千円は、本社工具器具及び備品への投資であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	電機事業	質屋、 古物売買業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	426,145	19,738,170	20,164,316	996	20,165,312	-	20,165,312
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	426,145	19,738,170	20,164,316	996	20,165,312	-	20,165,312
セグメント利益 又は損失（ ）	141,900	2,102,862	2,244,762	68,712	2,176,050	420,156	1,755,894
セグメント資産	232,354	11,039,774	11,272,128	245,836	11,517,964	6,095,815	17,613,780
その他の項目							
減価償却費	-	105,548	105,548	416	105,965	2,638	108,603
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	4,930	981,172	986,102	-	986,102	2,047	988,149

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業及び不動産賃貸業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失（ ）の調整額 420,156千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。主に、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額6,095,815千円は、各報告セグメントに帰属しない会社資産であります。

減価償却費の調整額2,638千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、各報告セグメントに帰属しない当社の本社機能に係る減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,047千円は、本社工具器具及び備品への投資であります。

3. セグメント利益又は損失（ ）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

[関連情報]

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がありませんので、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がありませんので、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	合計
17,505,196	2,660,115	20,165,312

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	欧州	合計
775,066	171,164	946,231

3. 主要な顧客ごとの情報

特定顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	電機事業	質屋、 古物売買業	その他	全社・消去	合計
減損損失	699	-	-	-	699

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

	電機事業	質屋、 古物売買業	その他	全社・消去	合計
減損損失	4,930	-	-	2,047	6,977

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	電機事業	質屋、 古物売買業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	33,956	-	-	33,956
当期末残	-	628,186	-	-	628,186

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

	電機事業	質屋、 古物売買業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	45,355	-	-	45,355
当期末残	-	1,094,029	-	-	1,094,029

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当連結会計年度において、質屋、古物売買業において29,533千円の負ののれん発生益を計上しております。これは、連結子会社である株式会社ディーワンダーランド及び株式会社大黒屋との資本・業務面を含む提携関係をさらに強化し、そして、当社グループとしてシナジー効果を最大限発揮し連結利益の最大化を図る目的で、平成26年5月16日から平成26年7月1日の間に株式会社ディーワンダーランド株式の公開買付けを行い、同年7月18日に同社株式28.7%を追加取得したことによるものであります。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	65円 37銭	62円40銭
1株当たり当期純利益金額	9円 00銭	1円28銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	8円 99銭	-

1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	698,014	99,979
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	698,014	99,979
普通株式の期中平均株式数(株)	77,554,576	78,225,072
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数(株)	123,840	
(うち新株予約権(株))	(123,840)	()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(券面額20,000千円)、第14回新株予約権、株式報酬型ストックオプション

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成27年3月31日)	当連結会計年度末 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	6,535,349	6,244,241
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,426,413	1,344,146
(うち非支配株主持分)	(1,426,413)	(1,323,879)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	5,108,935	4,900,094
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	78,149,537	78,524,017

（重要な後発事象）

平成28年4月6日付け（日本時間、4月7日）で当社連結子会社であるSPEEDLOAN FINANCE LIMITEDは、運転資金の調達を目的として、総額10百万ポンド（約16億円）の借入れを行う旨の融資契約を締結致しました。

貸付人	Gordon Brothers Finance Company, LLC、及び、 GB Europe Management Services Limited
借入人	SPEEDLOAN FINANCE LIMITED（以下、「SFL」といいます。）
契約締結日	平成28年4月6日（日本時間の4月7日）
融資金額	総額10百万ポンド（約16億円）
融資期間	18ヶ月間（借入人が別途要請した場合には24ヶ月間）まで
担保	SFLの全資産担保

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第106期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第106期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年9月11日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第107期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月15日 関東財務局長に提出
四半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第107期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月23日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月26日

アジアグロースキャピタル株式会社

取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和輝 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアジアグロースキャピタル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジアグロースキャピタル株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アジアグロースキャピタル株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アジアグロースキャピタル株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

アジアグロースキャピタル株式会社

取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和輝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアジアグロースキャピタル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第106期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジアグロースキャピタル株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月15日

アジアグロースキャピタル株式会社
取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和輝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアジアグロースキャピタル株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アジアグロースキャピタル株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。